

学校等及び通学路等における児童等の安全確保指針

平成17年3月

秋 田 県
秋田県教育委員会
秋田県公安委員会

第1 通則

1 目的

この指針は、秋田県安全・安心まちづくり条例（平成16年秋田県条例第19号）第9条第1項の規定に基づき、また最近の学校等を取り巻く状況に配慮し、学校及び児童福祉施設（以下「学校等」（注1）という。）並びに通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下、「通学路等」という。）における児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に対する犯罪を防止するための方策を示し、児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下、「学校等の管理者等」という。）に対し、児童等の安全を確保するために努力すべき有効な方策を示すものである。
- (2) 学校等の管理者等は、この指針を踏まえて具体的な方策の実施に努めるものとする。
- (3) この指針は、法令及び関係条例等を踏まえ、管理体制の整備状況など学校等の実状や児童等の発達段階に応じて運用するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 不審者の侵入防止対策等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等に対する危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定及び門扉の施錠などの措置
- (2) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板の設置
- (3) 来訪者用の入口及び受付の明示
- (4) 来訪者に対する名簿への記入及び来訪者証の着用の要請
- (5) 来訪者への声掛けやあいさつ運動の励行
- (6) 教職員等による学校等の敷地内及び外周の定期的又は臨時の巡回

2 施設・設備の点検整備等

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防ぐため、次のような学校等内の施設・設備の点検整備を行う。点検整備については、定期的にまた必要に応じて臨時に、それらの機能について点検・評価に努めるものとする。なお、この

規定は、学校等の設置者が新規に学校等の建設を計画する際にも留意するものとする。

- (1) 校門、フェンス、外灯、窓、出入口、施錠設備など
- (2) 教室、職員室等の配置への配慮
- (3) 死角の原因となる障害物の除去
- (4) 警報装置（警報ベル、ブザー等）、非常通報装置、防犯監視システムなどの防犯設備や来校者用インターホン等
- (5) 複数の避難経路の確保等の配慮

3 通学路等における安全確保対策

通学路等における児童等の安全を確保するため、通学路等が所在する地域を管轄する警察署などの関係機関や通学路等の管理者、児童等の保護者並びに地域住民の協力を得て、当該学校等の実情に応じた安全確保対策を検討・推進する体制を整備し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 通学路等の巡回
- (2) 「子ども110番の家」等との連携の強化
- (3) 児童等の登下校時の見守り活動
- (4) 通学路等の安全点検の実施、安全マップの作成や配付、危険箇所の改善に向けた取り組み
- (5) その他児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取り組み

4 児童等に対する安全教育の充実

児童等が日常生活全般で自らの安全を確保するために必要な事項を実践的に理解して、犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険の予測ができる能力を身につけられるよう、各活動や行事などの機会を活用して、次のような取り組みに努めるものとする。なお、こうした取り組みにあたっては、保護者の理解や協力が得られるよう、十分な情報提供を行うことに配慮する。

- (1) 学校等に不審者が侵入した際の対処方法を習得するための避難訓練の実施
- (2) 誘拐、連れ去りなどの犯罪に巻き込まれないための対処方法の指導
- (3) 「子ども110番の家」などの緊急避難場所及び地域の危険箇所等の周知
- (4) 通学の際の緊急避難場所への駆け込み訓練の実施
- (5) 危険箇所を想定した不審者対応訓練の実施
- (6) 地域社会の安全について児童等が主体的に学ぶ教育の実施

5 安全対策を推進するための体制整備

学校等や通学路等における安全確保対策を推進するため、次のような体制整備を行うよう努めるものとする。

- (1) 「安全推進委員会」等（注2）の設置など教職員による安全確保体制の整備、緊急時の役割分担の確認及び一致協力体制の明確化
- (2) 安全確保上の基本方針や緊急事態発生時における対応を内容とした安全管理マニュアルの作成と職員会議、研修会時などにおける確認及び見直し
- (3) 学校等、保護者、地域住民、その他関係機関等が一体となった安全確保体制の構築

- (4) 地域内の他校、警察署、国、県、市町村その他関係機関相互の情報連絡網の整備
- (5) 教職員や児童等への警報用ブザーの貸与などの対策の検討

6 保護者、地域住民及び関係団体との連携

保護者、地域住民及び関係団体と連携し、児童等の安全確保につながる次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼
 - ア 登下校時のパトロール、校外安全指導、声かけ運動など児童等を見守る体制づくり
 - イ 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の警察署及び学校等への通報
- (2) 各家庭への安全管理に関する文書等の配付や掲示など、速やかな情報提供体制の整備
- (3) 「子ども110番の家」など児童等の安全を確保できる場所の拡大や児童等及び保護者に対する周知

7 緊急時に備えた対策

学校等の近隣で児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合などの緊急時に備え、安全管理マニュアルを作成し、必要に応じて見直しを行う。また、地域住民及び警察署、消防署等の関係機関や地域内の他校と連携し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 安全確保対策を徹底するための教職員に対する指導、研修及び訓練の実施
- (2) 警察署及び消防署の協力による教職員、保護者、地域ボランティアなどを対象とした安全教室、防犯訓練、救命救急訓練の実施
- (3) 学校等の内外における安全確保対策について警察署、消防署などとの連携強化を図るための情報交換の実施
- (4) 緊急時のための学校等、警察署、国、県、市町村その他関係機関との情報連絡網の整備
- (5) 緊急時を想定した不審者等の監視、侵入の阻止及び排除・連携体制の確立、児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察署への通報体制の徹底
- (6) 緊急時を想定した保護者への連絡の方法及び登下校の方法の決定

(注1) この指針の「学校等」に含まれる施設は、以下のとおりである。

学校教育法第1条、第82条の2、第83条第1項関係

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校の高等課程、各種学校

児童福祉法第7条関係

保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設等

(注2) ここでは、名称にこだわらず、学校等内で第一義的に児童等の安全を確保するための組織が存在するべきことを意図したものであり、必ずしもこうした名称の新たな委員会を立ち上げるだけでなく、例えば防災委員会、学校保健委員会(安全部会)などの既存の組織を活用して役割を果たすことも考えられる。